

大河原まさこ 衆議院議員事務所 御中

御依頼の資料について

日頃より、文部科学施策の充実につきまして、御理解と御支援をいただいておりますことに、御礼申し上げます。

御依頼の件につきまして、送付させていただきます。御査収の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

御質問、また御不明な点がございましたら、担当まで御連絡いただけますと幸いです。

《本件担当》

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

TEL：03-6734-2976

1. 化学物質過敏症（香害を含む）に関する全国的な実態調査の実施

教育現場における影響の把握と、科学的データに基づく施策の基盤整備。

（答）

- 学校において、香料等に起因して健康不良を訴える児童生徒等がいることは承知しておりますが、その原因等についてはまだ十分に明らかになっておらず、疾病概念が確立していない状況と認識しているため、その被害の全体的な状況について、実態を調査することは困難であると考えます。
- 文部科学省においては、各学校において、個々の児童生徒等の実情に応じて個別の配慮を行うことが重要と考えており、児童生徒の訴えや症状に応じ、個別の配慮が適切に行われるよう、引き続き、周知に努めてまいります。

2. 学校内での香り製品使用に関するガイドラインの策定

香料・抗菌消臭成分入り洗剤・柔軟剤、香料製品の使用を控える指導の明文化と徹底。

(答)

- いわゆる「化学物質過敏症」や「香害」については、病態や発生機序が明確になっていないことが多く、その症状を定義することは現状では困難であり、また、具体的な対応については、個々の児童生徒の症状や学校の施設・設備、体制等に応じて検討されるものであるため、全国一律に遵守すべき事項をガイドライン等として定めることは困難と考えております。
- 他方で、いわゆる「化学物質過敏症」等の児童生徒の学ぶ機会の確保は重要であることから、個別の配慮を実施するに当たって必要となる事項について、引き続き、周知を図ってまいります。

3. 教職員・保護者・児童生徒への教育・啓発活動の強化

香害の健康影響に関する理解を促進し、配慮の文化を醸成。

(答)

- いわゆる「香害」の問題については、教育委員会の担当者や学校の教職員のみならず、児童生徒が、自分に困っていないなくても、自分以外の困っている人もいるということを理解することが重要と認識しております。
- このため、文部科学省では、関係省庁と協力し、香りへの配慮に関する啓発ポスターを作成し、教育委員会等を通じて、その活用を促しているところです。
- 引き続き、都道府県教育委員会等の担当者が集まる会議の場を通じて、このポスターの趣旨を含め、周知に努めてまいります。

4. 香害による健康被害を受けた児童生徒への配慮策の推進

換気の徹底と、座席配置やマスク着用支援などの柔軟な対応。

(答)

- 文部科学省としては、児童生徒の訴えや症状に応じ、個別の配慮を適切に行うことが重要と考えており、学校においては、例えば、
 - ・対象の生徒を教室内で風通しのよい窓際などの席に配置する
 - ・給食用の配膳用エプロンは個人所有のものを用意させる
 - ・教室のワックスの使用時期を変更する、又は取りやめる
- 等の対応がされているところです。

○ こうした取組が行われるよう、都道府県教育委員会等の学校保健の担当者が集まる会議の場を通じて、教職員の「香害」に対する理解促進をお願いしているところであり、引き続き、周知に努めてまいります。

5. 紿食用白衣の家庭洗剤に関する指導の徹底
香料・抗菌消臭成分入り洗剤・柔軟剤の使用
回避の周知と、衛生管理への配慮。

(答)

- 香料等に起因して健康不良を訴える児童生徒等については、学校や教育委員会、保護者等が連携を図り、各学校において、個々の児童生徒等の実情に応じた個別の配慮を行うことが重要であると考えます。
- このことについては、文部科学省が作成した「学校における化学物質による健康被害に関する参考資料」においても示しているところであり、引き続き、学校において適切な取組がなされるよう、周知に努めてまいります。

6. 保健調査票への項目追加

香害を含む化学物質過敏症に関する記述を
加え、現場対応の参考とする。

(答)

- 保健調査票については、学校における健康診断や日常の健康観察をより適切に行う観点から、児童生徒等の健康状態や生活の実態を把握することを目的として活用されるものであり、文部科学省において、所定の様式等を定めているものはございません。
- 「児童生徒等の健康診断マニュアル」に示されている保健調査票については、日本学校保健会で一例として作成されているものであり、文部科学省として見解を示す立場にはございませんが、いわゆる「香害」等については疾病概念が確立していない状況と認識しているため、現時点において、同保健調査票に項目を追加することは困難であると考えます。
- なお、保健調査票の項目に無い事項について、児童生徒等の健康上の課題等を学校に知らせるために、保護者が備考欄等に記入することを妨げるものではございません。

7. 「学校環境衛生基準」への香害対応項目の追加。まずは、「健康的な学習環境を維持管理するために一学校における化学物質による健康障害に関する参考資料一」の改訂。

(答)

- 御指摘の資料は、「シックハウス症候群」や「いわゆる化学物質過敏症」といった空気中の化学物質などによる健康障害が課題となつたことから、学校で適切な対応を実施するために、国として参考となる考え方を示すことを目的とし作成したものです。
- 本資料においても、原因物質と考えられるものとして、消臭剤や芳香剤等の取扱いに配慮するよう記載しているところですが、さらに詳細に記載することについては、原因等についてまだ十分に明らかになっていない現時点においては困難であると考えます。
- 今後、新たな知見等が得られた場合には、改訂についても検討してまいります。

8. 教育環境の空気質の把握と改善支援

子どもが在室する状態での教室内空気質測定と浮遊粉じん検査の段階的な制度化。測定値や過去との比較に基づく検証と、必要な対策の実施および教育現場への支援を進める。

(答)

- 学校において、香料等に起因して健康不良を訴える児童生徒がいることは承知しておりますが、その原因等についてはまだ十分に明らかになっておらず、関係すると考えられる揮発性有機化合物についても特定されていないことから、現時点において、その物質を測定することは困難であると考えます。
- 他方、各学校においては、児童生徒がいる教室等に不快な刺激や臭気がないよう日常的に換気を行い、香料等に起因して健康不良を訴える児童生徒等に対しては、個々の実情に応じて個別の配慮を行うことにより、学習機会を確保することが重要であると考えており、こうした取組が適切に行われるよう、引き続き、周知に取り組んでまいります。